平成３０年（フ）第２００号
名古屋市守山区幸心４丁目201番地　幸心住宅８棟501号
破産者　おそうざいの台所花・かぶらこと　福永　勉
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２３２号
名古屋市守山区本地が丘1701番地　本地荘30棟108号、従前の住所名古屋市守山区本地が丘1701番地　本地荘16棟205号
破産者　Ａｃｃｏｒｄこと　中村　太
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８４３号
神戸市長田区一番町３丁目１番地市住３－1219号、従前の住所神戸市長田区片山町３丁目11番34号
破産者　花本　瑞稀
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０４号
神戸市兵庫区東山町２丁目１番５号シティパラディソ602号、破産手続開始決定の住所神戸市兵庫区下沢通２丁目１番23―306号
破産者　眞田　誠
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２３号
神戸市北区京地１丁目16番地の９、前住所神戸市北区上津台６丁目11番10号
破産者　松尾　良一
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２４号
神戸市北区京地１丁目16番地の９、前住所神戸市北区上津台６丁目11番10号
破産者　モアマックスこと　松尾寿美子
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２４号
大分市大字志村582番地の１
破産者　波多野　隆
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第４６号
大分県別府市大字鶴見2015番地　県営扇山住宅２Ａ―12―226号
破産者　大崎　明香
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第６８号
鹿児島県鹿児島市唐湊３丁目43番11号　リバティヒルⅡ　102号
破産者　折戸しおり
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４１８号
沖縄県那覇市宇栄原３丁目10番３号　赤嶺住宅301
破産者　川満　秀吉
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３１号
沖縄県名護市大北３丁目15番１―17―306号名護団地
破産者　大城　一博
1　決定年月日　平成30年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

平成３０年（フ）第３７号
石川県金沢市南四十万２丁目10番地　ガジェットハイム・205号、開始決定時の住所函館市青柳町13番20号
破産者　菅原　順二
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３０９号
北海道深川市稲穂町２丁目６―19、住民票上の住所北海道旭川市神楽３条10丁目４番14号
破産者　間藤　敏信
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２１号
北海道旭川市大町２条11丁目173番地の143
破産者　林原　昇
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０２号
青森県むつ市大字田名部字内田42番地1495
破産者　橋本　平信
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１１号
岩手県大船渡市大船渡町字新田48番地６　デルトラウム101号室、前住所神奈川県横浜市緑区三保町2429番地１　ドミールＦ棟201号
破産者　角田　洋行
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２９年（フ）第１７１号
山形市北町４―13―７　プロシードミュー114号室、住民票上の住所山形市南一番町10番36―801号　ノヴェルコート南一番町
破産者　吉田　文一
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部